

議案第59号

石岡市やさと農産物直売所条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市やさと農産物直売所条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月8日 提出

石岡市長 谷 島 洋 司

提 案 理 由

茨城県フラワーパーク駐車場内に設置している石岡市やさと農産物直売所の休館日を月曜日から火曜日へ変更するため。

石岡市やさと農産物直売所条例の一部を改正する条例

石岡市やさと農産物直売所条例（平成18年石岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「月曜日」を「火曜日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。